

目黒区講座等開催に伴う一時保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を持つ区民（目黒区の区域内に住所を有する者及び目黒区の区域内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。以下同じ。）の社会参加の促進を図り、豊かな地域社会の形成に資するため、区事業一時保育の実施及び区民活動一時保育に対する目黒区（以下「区」という。）の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一時保育」とは、乳幼児を持つ区民が各種の事業に参加するに当たり、当該区民に代わって事業の主催者が一時的に当該乳幼児を保育することをいう。

(一時保育の種類)

第3条 この要綱で定める一時保育は、次の2種類とする。

(1) 区事業一時保育

区が区民を対象とした講座、講演会、イベント、説明会等区事業の実施に際し行う一時保育をいう。

(2) 区民活動一時保育

区民及び表に規定する団体が、区の施設を利用して実施する活動（営利活動、政治活動及び宗教活動と認められる活動を除く。）に際し行う一時保育をいう。

(区事業一時保育の実施方針)

第4条 区は、乳幼児を持つ区民の参加が見込まれる事業を実施するときは、原則として一時保育を行うものとする。一時保育を行うに当たっては、子供の人権を尊重し、当該乳幼児により良い生活体験の場となるよう配慮する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、一時保育を行わないものとする。

(1) 一時保育を行う部屋（以下「保育会場」という。）の確保ができないとき。

(2) 一時保育の受け入れ態勢が整わないとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

(一時保育の対象者)

第5条 一時保育の対象者は、小学校就学前の乳幼児とする。

2 前項の規定に関わらず、2歳未満の乳幼児については、別に定める資格を有する保育者の確保及び保育会場の安全面の確保等の受け入れ態勢が整う場合に対象とする。

(会場)

第6条 区事業一時保育を行う主管課（以下「主管課」という。）は、事業を行うときは、当該事業を行う区の施設と同一の施設内に保育会場を確保する。ただし、同一の施設内

に保育会場の確保が困難な場合であって、近接した区の施設内に保育に適切な部屋を確保できる場合は、当該部屋を保育会場として設定することができる。

2 主管課は、一時保育対象児の環境衛生及び安全性を考慮して保育会場を選定する。

3 主管課は、一時保育対象児 1 人当たりの面積が 2 m²以上となる保育会場を確保する。

(保育者)

第 7 条 主管課は、別に定める目黒区一時保育登録者名簿（以下「名簿」という。）に基づき保育者を選定するものとする。

2 主管課は、一時保育対象児の人数や年齢等を考慮して、一時保育に必要な人数の保育者を確保しなければならない。

3 一時保育の保育者の配置基準は、別に定める。

(一時保育の受付)

第 8 条 主管課は、あらかじめ当該事業の参加者から一時保育の申込みを受け付け、一時保育対象児の人数、年齢等を把握しておかなければならない。

(一時保育の利用料)

第 9 条 一時保育の利用料は、無料とする。ただし、おやつ代等は利用者の負担とする。

(保育者への謝礼)

第 10 条 主管課は、一時保育を行ったときは、当該一時保育の保育者に対し別に定める基準により算出する額の謝礼を支払うものとする。

(保険)

第 11 条 区は、一時保育の実績に伴う事故等に備え、保険に加入する。

(区民活動一時保育への支援)

第 12 条 区は、区民活動一時保育を行うに当たり、第 5 条から第 9 条までの規定の例により実施するものに対し、次の支援を行う。

(1) 保育者の選定に当たっては、名簿により保育者を紹介すること。

(2) 区民活動一時保育により事故が生じた場合は、第 11 条の規定に基づき区が加入する保険を適用すること。

(区民活動一時保育の主催者の責務)

第 13 条 前条の支援を受ける者は、次の責務を負う。

(1) 区民活動一時保育の主催者（以下「主催者」という。）は、子供の人権を尊重し、乳幼児により良い生活体験の場となるよう運営に努めるものとする。

(2) 主催者は、自らの責任において、名簿から保育者を選定し、当該保育者と調整を行い、当該保育者に対し、区民活動一時保育を依頼するものとする。

(区民活動一時保育の保育者への謝礼)

第14条 第12条の規定に基づき行う区民活動一時保育の保育者に対する謝礼は、当該主催者が負担するものとし、その額は第10条の規定の例によるものとする。

(保育者の養成)

第15条 区は、一時保育に関わる保育者を確保し、保育の水準を維持するため、保育者養成講座を実施するものとする。

(報告)

第16条 主管課及び第12条の規定に基づき区が支援を行った主催者は、一時保育実施後、速やかに一時保育実施結果報告書（別記様式）を作成し、総務部人権政策課長に報告するものとする。

(一時保育事業推進の所管)

第17条 一時保育事業の調整及び推進は、総務部人権政策課が所管する。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	
1	公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター
2	公益財団法人目黒区国際交流協会
3	めぐろ観光まちづくり協会
4	公益財団法人目黒区芸術文化振興財団
5	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
6	社会福祉法人目黒区社会福祉協議会
7	公益社団法人目黒区シルバー人材センター
8	エコライフめぐろ推進協会